

# 指定管理者に関するモニタリングシート

黄色のセルを施設担当課が記入

## 1 施設の概要

(モニタリング実施年度: 平成 29 年度)

|            |                                                                                                                    |       |              |       |         |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------|-------|---------|
| 施設の名称      | 東大阪市立母子生活支援施設<br>高井田ホーム                                                                                            | 指定期間  | 27 年度～       | 28 年度 |         |
|            |                                                                                                                    | 指定の方法 | 単体施設を指定管理    |       |         |
| 施設所管課      | 子どもすこやか部 子ども家庭課                                                                                                    | 連絡先   | 06-4309-3194 |       |         |
| 設置目的       | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする |       |              |       |         |
| 施設内容・業務内容等 | 施設の管理業務に関する業務、財産管理に関する業務、入居者の自立促進のための支援、相談に関する業務、入居者の親睦及び自立意識の向上のために行う行事に関する業務、子ども同士の地域交流を図るための集会室解放に関する業務等        |       |              |       |         |
| 指定管理者      | 社会福祉法人 公共社会福祉事業協会                                                                                                  | 連絡先   | 06-6748-0013 |       |         |
| 人員体制       | 正規職員                                                                                                               | 人     | パート・アルバイト    | 1 人   | その他 4 人 |

## 2 管理運営状況等

| 年度          | 実績          |          |          | 今年度(予算)  | 次年度(見込)                      |
|-------------|-------------|----------|----------|----------|------------------------------|
|             | 平成 26 年度    | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度                     |
| 管理形態        | 指定管理        | 指定管理     | 指定管理     | その他      | その他                          |
| 供用(開館)日数    | 365         | 365      | 365      | 0        | 0                            |
| 指定管理委託料(千円) | 22,723      | 23,402   | 22,678   | 0        | 0                            |
| 利用状況        | 1 入所世帯数(世帯) | 5        | 3        | 2        | 補足説明: 延べ入所世帯数÷12月で平均入所世帯数を積算 |
|             | 2           |          |          |          | 補足説明:                        |
|             | 3           |          |          |          | 補足説明:                        |

### 3 モニタリングの総括

「個別評価」(自動表示) : S=チェック項目が全て○、A=×がなく「得点」が中間点以上、  
 B=×がなく中間点未満あるいは×が1個で「得点」が中間点以上、C=×が2個以上。  
 「最終評価」(任意決定) : 個別の評価結果を踏まえて、評価者の裁量で決定する。

| モニタリングの観点                                                        | 施設担当課のモニタリング            |                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                  | 個別評価<br>S A B C         | 評価できる点や要改善事項                                                                                                                                |
| <b>A 行政視点</b><br>施設の設置目的が達成でき、事業の継続性が期待されるとともに、市民の安全の確保が図られているか？ | A                       | 母子生活支援施設の運営管理については適正に実施されており、施設の設置目的である様々な事情にある母子の保護と自立に向けた支援、退所者からの相談その他援助を適切に実施し、入所者の安全確保も図られている。予算についてはコスト削減の努力がみられる。                    |
| <b>B 管理・運営能力</b><br>人員・予算等の資源を管理し、快適に施設や設備等を利用できる環境を整備しているか？     | A                       | 施設管理に必要な人員は適切に配置され、施設長を中心に入所者の支援に当たっている。また、施設内は清潔に管理され、防犯等の整備も行われている。                                                                       |
| <b>C サービス</b><br>平等な利用の確保及びサービス向上が図られているか？                       | A                       | 母子生活支援施設は一般市民が自由に入入りし利用できる施設ではないが、入所者や入所を希望する方に対し、職員は適切なサービスを提供している。平成28年度末に施設が廃止されることから、入所者の自立(退所)がスムーズになされるよう、指導や相談など個々に応じた寄り添った支援を行っていた。 |
| <b>D 市民視点</b><br>市民の声が反映される管理・運営が行われているか？                        | A                       | 母子生活支援施設はDV被害者の母子が入所することもある施設なので、一般市民向けには広報や情報の発信は行っていないが、入所者に対しては様々な行事を開催し、随時面談も実施し、苦情等に対しても迅速な対応を行っている。                                   |
| <b>E 効果・効率性</b><br>施設の効果を最大限発揮しようとするとともに、管理経費の縮減が図られているか？        | A                       | 施設の老朽化、台所や風呂、トイレなどの施設内設備が共同使用であるため現代の生活様式に合わず、入所者の増加も見込めない状況であることから、平成28年度末で施設は廃止となるが、入所者に対する支援を適切に行い、管理経費の節減にも努められていた。                     |
| <b>F 法令等遵守</b><br>法令や各種規則等を理解し、遵守することで、社会的責任を果たしているか？            | A                       | 母子生活支援施設の設置目的である様々な事情にある母子の保護と自立に向けた支援を行うとともに、退所者にも相談支援やその他の援助を継続して行ってきたことは、社会的責任を果たしてきたといえる。                                               |
| <b>課題への対応<br/>今後の取組</b>                                          | 最終評価<br>(任意設定)<br><br>A | 平成28年度末で現施設は廃止となるが、平成29年度以降、施設による保護や支援が必要な母子の方には他府県市の母子生活支援施設を利用し、施設入所に至らず本市内で自立をめざす母子の方には母子・父子自立支援員が関係機関と連携しながら寄り添った支援を行っていく。              |